

三田市イエローカード・イエローチョーク作戦実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民が主体となって、イエローカード・イエローチョーク作戦(以下「作戦」)に取り組んでいることをペットの飼い主に認識してもらい、飼い方マナーの向上を図り、ペットのフン放置を減少させることを目的としている。

(参加対象者)

第2条 作戦に参加できるのは、区・自治会(マンション等の場合は管理組合)等とし、個人での参加は認めないこととする。

(グッズの提供)

第3条 作戦に参加しようとする者で、作戦実施においてグッズの提供を受ける場合は、イエローカード・イエローチョーク作戦グッズ提供申請書(以下「申請書」)を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書の提出があった者には、次に掲げるグッズ(物品)のうち、申請者が希望するグッズを支給する。

グッズ種類および提供数

	グッズ(物品)種類	提供数
1	イエローカード 3種類(カード・旗・立体)	1団体に対して合計で15枚まで
2	イエローチョーク	1団体に対して15本まで
3	啓発看板	1団体に対して3枚まで

3 申請書の提出は、各区・自治会で年度1回とする。

(実施方法)

第4条 この作戦は、以下の方法で実施することとする。

- (1) 区・自治会等内の道路、公園または公共の場所等に放置されたペットのフンの脇にイエローカードを設置する。または、イエローチョークを使いフンを丸で囲い、その脇に発見した日付と時間を書き込む。
- (2) 作戦実施後は、放置されたフンの状況を数日間確認しながら注意喚起を行い、一定期間経過した場合は、フンと設置したイエローカードカードを回収する。
- (3) 啓発看板の設置場所は、作戦に参加している地域住民の私有地、区・自治会が管理

している案内板等とする。公園や歩道等公共の場所に設置する場合は、区・自治会で該当する場所を所管する部署に設置許可を得るものとする。

(4) 啓発看板の管理は区・自治体で行う。

(5) この作戦でペットの飼い主とトラブルが発生した場合は、区・自治会で解決する。

(その他)

第5条 この作戦に参加した者は、市が行う作戦の効果測定等の要請に応じるよう努めるものとする。

(施行期日)

第6条 この要領は、令和4年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。